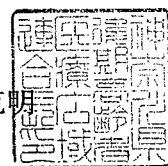


神奈川県後期高齢者医療広域連合公告第 17 号

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 20 条第 1 項、第 66 条の 2 第 6 項及び第 67 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり神奈川県後期高齢者医療広域連合が交付した被保険者証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）の更新を行います。

令和 4 年 6 月 2 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上地 克明



1 被保険者証等の更新期日

令和 4 年 8 月 1 日

2 被保険者証等の更新時期

(1) 被保険者証

令和 4 年 6 月 27 日から同年 7 月 31 日まで

(2) 限度額適用認定証

令和 4 年 7 月 12 日から同年 7 月 31 日まで

(3) 限度額適用・標準負担額減額認定証

令和 4 年 7 月 12 日から同年 7 月 31 日まで

3 被保険者証等の更新方法

(1) 被保険者証

令和 4 年 6 月 27 日から同年 7 月 31 日までの間に郵送又は神奈川県内市区町村後期高齢者医療担当での交付により行います。

(2) 限度額適用認定証

令和 4 年 7 月 12 日から同年 7 月 31 日までの間に郵送又は神奈川県内市区町村後期高齢者医療担当での交付により行います。

(3) 限度額適用・標準負担額減額認定証

令和 4 年 7 月 12 日から同年 7 月 31 日までの間に郵送又は神奈川県内市区町村後期高齢者医療担当での交付により行います。

4 被保険者証等の効力

(1) 被保険者証

現後期高齢者医療被保険者証は令和4年7月31日限りで無効とし、新後期高齢者医療被保険者証は交付の日から令和4年9月30日まで有効とします。

(2) 限度額適用認定証

現限度額適用認定証は令和4年7月31日限りで無効とし、新限度額適用認定証は交付の日から令和5年7月31日まで有効とします。

(3) 限度額適用・標準負担額減額認定証

現限度額適用・標準負担額減額認定証は令和4年7月31日限りで無効とし、新限度額適用・標準負担額減額認定証は交付の日から令和5年7月31日まで有効とします。